

## 令和4年度第5回東久留米市地域自立支援協議会

令和5年3月6日

**【地域支援係長】** 定刻になりましたので、第5回東久留米市地域自立支援協議会を始めます。

本日は磯部委員、小田部委員、臼井委員より事前に欠席の御連絡を頂いております。また、高原委員からは別途お仕事で遅れる旨、御連絡いただいております。本日は過半数の委員出席がありますので、本日の会議は成立しています。

また、本日は、日中サービス支援型グループホームの開設を予定しております株式会社恵様に御出席いただき、事業説明を行っていただくこととしております。委員の皆様におかれましては御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

会議終了時刻は午後3時30分の予定ですが、早めに終了することもございます。よろしくお願い申し上げます。

それではお手元の資料を御確認ください。議題を進める前に資料の確認をお願いいたします。一番上の資料が本日の次第でございます。続きまして、資料5-1「日中サービス支援型グループホームの評価の視点」でございます。次が資料5-2「東久留米市医療的ケア児受入方針（令和5年2月策定）」でございます。続きまして、参考資料といたしまして「東久留米市立小・中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」でございます。あとは、堀野委員より御配付いただいております、「多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくりハンドブック」「有料道路の障害者割引制度の見直しについて」の資料でございます。配付資料は以上になりますが、もし不足等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

会を進めるに当たっての注意事項になります。この会では議事録を作成いたしますので、発言の時はお名前をおっしゃってから御発言いただけますようよろしくお願い申し上げます。御発言の際は着席のまま結構でございます。また、議事録上、公開の際は会長や委員等、職名での記載となります。

それでは、ここからの進行は村山会長にお願いしたいと思います。村山会長、よろしくお願い申し上げます。

**【会長】** 村山です。よろしくお願い申し上げます。

では、次第に沿って進めさせていただきます。次第1の協議事項です。「日中サービス支援型グループホームの開設（予定）の報告について」、事務局より説明をお願いいたします。

**【地域支援係長】** 地域支援係長の杉です。

日中サービス支援型グループホームの開設予定について説明いたします。本日は、前回の会議と同様に、日中サービス支援型グループホームの開設を予定している株式会社恵様による事業説明がございます。委員の皆様におかれましては御協力のほどよろしく申し上げます。評価の視点につきましては、第4回の会議で案としてお示しさせていただいたものを資料5-1としてお手元に提示させていただいておりますので、そちらも御確認いただきながら事業所の説明を聞いていただき、気になる点や質問等を行っていただければと思いますので、何とぞよろしく申し上げます。

【会長】 村山です。ありがとうございました。

それでは株式会社恵様より、日中サービス支援型グループホームの事業説明を頂きたいと思います。事務局には事業所の方の御案内と、資料等ありましたら配付をお願いいたします。

【地域支援係長】 今、資料をお配りいたしますので、よろしく申し上げます。

(説明者入室)

【会長】 村山です。

では、御準備できましたら、説明者の方の自己紹介とグループホームの事業説明をお願いいたします。

【恵】 株式会社恵の板津と申します。本日はお集まりいただきまして御説明を聞いていただけるということで、ありがたく存じます。

左から、弊社取締役の中出と申します。私が運営の取締役を行っております板津と申します。右におりますのが、今回東久留米のサービス管理責任者になります岡部と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、私が御説明を行っていききたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、表紙にあります「東久留米市八幡町 日中サービス支援型グループホームについて」ということで御説明をしていきたいと思います。今現在のところ開所予定が令和5年5月、もしくは6月までには開所したい、そういった思いで取り組んでございます。

ページをめくっていただきまして、よろしく申し上げます。目次ですけれども、まずは、計画している日中サービス支援型、障害種別について、あと、配置・位置図、受入れ対象者、医療体制、災害時の避難について。あとは活動内容、職員体制、最後に一言ということでお話を進めていきたいと思います。

まず、第一に、その次のページの、計画している日中サービス支援型グループホームについて御説明したいと思います。日中サービス支援型グループホー

ム、全部で20名を計画しております。1階がA棟10名、2階がB棟10名、短期入所がそれぞれのユニットに1部屋ずつということで、併設型の短期入所2名入所可能となっております。

下の設備一覧になりますが、入居金については頂いておりません。各施設エアコン、あとクローゼットスペースがついております。1階と2階につながりますエレベーターに関しては完備しております。1階の玄関、2階の玄関につきまして、玄関はオートロックとなっております。それぞれ1階、2階にリフト浴が完備されております。

利用料、まだ予定の段階ではありますが、家賃が5万3,700円、うち1万円が家賃補助の対象になります。食費に関して月々2万7,000円。朝・昼・夜になります。光熱費月額1万2,000円。日用品が月額2,000円。合計が9万4,700円。家賃助成を差し引きまして、実質的には自己負担額が8万4,700円になるであろうという設定を検討しております。当然ながら、食費・光熱費・日用品・家賃、日割りにおいて実費精算となりますので、日割り金額の設定もさせていただきます。

では、次のページをお願いいたします。住所が東京都東久留米市八幡町2丁目7番44号となっております。敷地面積1,137平米、用途としましては第一種低層住居専用地域、建蔽率40、容積率80となっております。

下に行きまして、配置図になっております。こちら、左側が民間のマンション、アパートですかね、になっております。右側中心の配置図で御確認ください。駐車場が10台設置されております。あとは入り口、植栽等、ごみステーション、そういったもので配置されております。1階・2階、1ユニット10名ずつで1棟といった建物になっております。

次をめくっていただけますか。すいません、少し見にくいですが、図面を起こしたものになりまして、御確認ください。見開き、上の1階A棟、2階のB棟となっております。上下に丸いマークがついておりますが、これがスプリンクラーの表記になっております。

まず向かって右側から玄関・入り口となります。事務室がございまして、キッチンもセパレート。リビングに関しては33.21平米確保しております。そのまま向かって浴室、ショートステイのお部屋。あとは各居室が5部屋ずつ両サイドにあるといった状況になります。

2階につきまして、エレベーターを完備してございまして、階段も設置してございます。間取りとしては1階、2階同様となります。

次をめくっていただけますでしょうか。受入れの対象者になりますが、「グループホームふわふわ東久留米」という名称で行います。そちらに関しては身体

障害、知的障害または難病、そういったところを中心に受入れを行いたいと思っております。生活支援員による直接支援、誘導などが必要な方、重度化、高齢化、あとは親亡き後の対応、また全面バリアフリーのため、車椅子を使用しても入居可能でございます。また、高齢化というところで、看護師の配置を目指し、医療行為が必要時に対応できるように努力していきたいと思っております。

基本的に指定申請としては種別による指定はなしとしております。ですので、知的、身体、精神、難病等、入浴・排せつの介助が必要等、支援員により支援が必要な方を中心に受入れを行っていききたいと思っております。障害支援区分の想定につきましては、区分4・5・6といったところを想定しております。

次のページに行きまして、医療体制・看護体制・通院体制でございます。医療体制につきましては、法人提携、訪問医として医療法人AGLIEによる定期検診・緊急対応を行います。今実際に提携しておる法人さんでございまして、実績としては月に2回の訪診を行っております。あとは薬局の体制、法人提携の薬局を入れさせていただきまして、よりスピーディーに、より正確にお薬を提供させていただきます。看護体制につきましては、施設看護職員の配置を予定しております。こちら、看護職員配置ができなかった場合、当然ですが医療行為は不可となります。通院体制につきましては、施設サービスとし、通院は職員が同行させていただきまして、かかりつけ医院がある場合に関しては、御家族様に御協力を頂く場合がございますといったところがございます。

次のページをお願いいたします。災害時避難につきまして、まず、第一次避難としましては、駐車場を避難場所としまして、そこから徒歩2分の東久留米市立第一小学校、こちらに避難経路と避難場所の掲載がございます。もう一つ、中央中学校、こちらは徒歩5分で避難経路を確保しております。

次に参ります。利用者様の外出についてになります。利用者様の状況により、御自分での外出、支援者と一緒にお出かけをしていただきます。1人外出につきましては、医療機関、相談支援専門員、関係各所による協議によって決定いたします。本人様のADL・QOLを踏まえ、過去の事例等を参考に協議してまいりまして、弊社としましては、1人外出が認められた方のみ許可しております。1人外出が困難な利用者様は必ず支援員が同行させていただきます。スーパーへの外出支援、通院支援、お散歩支援など、1人で外出することがないよう計画を立てて実行してまいります。事故が起こらないよう、弊社としましても慎重に判断し行っていきますというところがございます。

次のページをお願いいたします。支援スケジュールですが、こちら向かって左側が日勤帯の業務内容、向かって右側が夜勤帯の業務内容になっております。

こちら、日勤は早番・遅番がある場合がございます。例えばですが、通常の日勤帯は8時半から17時半、早番に関しましては1時間早くなります。遅番に関しては1時間スタートが遅くなる、そういった形で組んでおります。その中で日勤は8時より申し送りを開始いたしまして、それから午前中の日中支援を行うスケジュールに入ります。日中、昼食の提供を行った後、午後の日中活動の支援に入り、夕方、夜勤が出勤してきたところで申し送りといった内容になっております。

夜勤帯に関しては、しっかり夕方の支援、朝の支援、受入れから送り出しの支援を中心に行いまして、夜間帯につきましては、バイタルもしくは服薬チェック、あとは巡回業務をしっかりと行っていくスケジュールになっております。

こちらにつきましては基本となるスケジュールリングを掲載させていただいておりますけれども、基本的には入居される利用者様の特性に応じて随時変更を行ってまいります。

下の利用者様スケジュールになります。1日のスケジュール、これは「グループホーム深谷」という、うちの埼玉県のグループホームのスケジュールになっております。参考までに掲載させていただきました。大まかに、朝9時半バイタルチェック、10時ラジオ体操・朝の会、10時15分から散歩支援・午前活動の支援に入ります。昼食を終えて、13時から午後の活動に入りまして、15時におやつの時間、その後、片づけや清掃等を行い、16時以降、夜間支援に入っていくといったスケジュールになっております。

月間スケジュールに関しましては、月初から月末、毎週、週間計画を行いまして、こちらのホームではおやつ作りや歌の練習等、中での活動もございまして、野外活動、地域交流に関しましてドライブやお散歩支援、あとは季節の創作活動等を行うようなスケジュールが行われております。基本的には利用者様を地域の交流に促していこうと、広がりを持たせていくという部分で、一人一人の個別の計画に合わせて地域交流を行っていきたくて思っております。

次のページをお願いします。主な日中活動になります。こちらが機能訓練になります。基本的に指先を使い、脳にダイレクトに刺激を行うような訓練を行っております。こちらもいろいろな、弊社は生活介護等も事業で行っておりますので、そちらで培ったノウハウを利用して活用しております。

日中の活動の内容ということで、下記にあります創作活動を、毎月テーマごとに季節の創作ということで飾りつけを行う等の共同の作製を行ったりします。例えば壁画ですとかクリスマスの飾りつけ、そういったものを皆さんで行っていく部分がございます。

次のページ、レクリエーションになります。現在、おやつ作りやお散歩スタ

ンプラリー、公園へのドライブ等、レクリエーションを行っております。これも利用者様のスケジュールによってでございますが、季節によっては平日行う場合、土日を中心に行うもの、そういったところで工夫して行っております。また、利用者様の能力に応じてシール貼りや緩衝材のシーラー留め等、そういったことも行えるよう、お仕事も探しております。

参考までに、下の季節のイベント。こちらは去年のクリスマスの様子であったり、ついこの間、2か月前、成人を迎えた利用者さんがいらっしゃいましたので、御家族様を呼んで成人式を執り行いました。

では、次のページをお願いいたします。先ほども御説明を少しいたしました。が、職員の体制になります。24時間365日、職員在中になります。

日中の体制、まずは7時から16時、2番、基本となる8時半から5時半、遅番として11時から20時。利用者様20人に対し、職員2ユニットで6人から7人になります。1階10人に対し支援員は2名から3名、2階も同様に10人に対し支援員2名から3名の配置をしていきます。支援員とは別に、管理者やサービス管理責任者の配置となります。

夜間体制です。17時から翌9時まで、16時間拘束で休憩が3時間、13時間の労働という夜勤体制になっております。利用者様20名に対し職員4人を想定しております。1階10人に対し支援員2名、2階10名に対し支援員2名。管理者やサービス管理責任者はオンコール対応となります。

上記職員体制は予定になり、利用者様の状況等により配置人数を増減することがございますといったところです。

昨今、新型コロナによる体調不良が続出している状況もございます。ルールにのっとり、1ユニットに最低1人は死守して、遵守して行っていくということはございます。

次のページです。研修については、弊社は入社オリエンテーションのところで、接遇・虐待防止・支援方法についてオリエンテーションを行っております。こちらは管理者・サービス管理責任者の責任者オリエンテーション、そのほかに職員、一般職員からパート職員を含め、入社前に入社オリエンテーションを行っております。経験者、未経験者ともに理解、再確認できるように進めてまいります。基本的には理解するまで確認しながら行っていくことが目的でございます。そのためにOJTを設定しております。OJTで、各チェックシートについて現場の研修を行ってまいります。

この入社時オリエンテーションは、まず入社前にお集まりいただいて、その後入社して当日行うといったものになります。その後にOJTということで初出勤日に行うチェックシート。その次に1か月经過チェックシート。その次に

2か月経過後チェックシートを行い、OJTをしながら、各責任者が評価をしてまいります。

その次に毎月の研修として、各事業所において本社からの議題に応じ研修を行っていただいております。研修資料を使用して、議題を選び、文言を抜き、職員各自が埋めていく方式で行っておりますが、時にはレポートという形態も取っております。

虐待防止運動を年に3回、基本的に規定で決まっております。年に3回、虐待防止研修を行い、虐待、不適切支援が起こらないよう未然に防ぐ研修を定期的に行っております。

それとはまた別に、虐待防止委員会を設置しております。並びに身体拘束廃止委員会も設置しております。同時に行っておる状況でございます。こちらに関しては、毎月虐待防止委員会の委員を招集、情報共有、研修を行うことをしております。去年の実績につきましては、虐待防止委員会の主催を本部で執り行い、ウェブで関東圏全員の委員を招集し、ウェブで研修を毎月行うと。その中から研修テーマ、事例共有といったものを行って、各事業所で落とし込みを行っていただく、または研修を行っていただく方式でありました。来期から各事業所に虐待防止委員会の設置をしております。各事業所の中で虐待防止委員会に取り組んでいただき、その内容につきまして本部と共有を行います。その中で事業所ごとの課題を抽出し、実施して取り組んでまいり、研修を行っていくといった方式を来期より行っていく予定でございます。

最後に私どもから一言というところで、まだまだ障害福祉について日中サービス支援型についても認知度が低く、障害のある方と触れ合ったことのない人が多い中で、株式会社恵が御縁を頂けた地域への社会資源を供給して、業界全体の認知度を上げるとともに、併せてその地域にて雇用を創出して、地域社会に根づいた運営を行っていきたく、私たちは思っております。

私たちは日本社会にとって必要とされる企業を目指しております。私たちは地域社会にとって必要とされる事業所を創出していきたく思っております。私たちは障害のある御本人、御家族に御安心を提供し、質の高い職員教育を行い、円滑に運営をしてまいりたいと思っております。

というところで、御説明を一旦終了させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【会長】 村山です。ありがとうございました。

ただいまの事業説明を聞いて、委員の皆様から御質問や御要望、御助言等ありましたら、お願ひいたします。いかがでしょうか。斎藤委員、お願ひします。

【委員】 斎藤でございます。

資料を拝見させていただきましたが、すいません、あまりいい資料ではないという印象を受けています。といいますのも、例えば受入れ対象者のところですけれども、ちょっと細かいところを幾つか言いますので確認しておいてください。

まず、赤字で「身体障害者・知的障害者」と書かれていて、その後段、下から2番目はまず知的障害、身体障害という順番になっているところで、どこを目指しているのか。この順番って結構大事で、そういう丁寧な書きぶりを。その下の指定申請も知的から入っていますし、こういったものは統一されたほうがよろしいのかなど、まず一点思います。

それから4段目、「親亡き後に対応し」ということで、これ、具体的には何を意味しているのかが全く分かりません。

次にその下、「看護師の配置を目指し」ということですが、この看護師の配置は、基本的に随時募集するような形で埋まってきたら常勤というか、そういうところを目指しているのかということではないかと思えますけれども、その点です。

それから、そもそも年齢はどこにも書かれていないんですけれども、65歳をどうするのかということを含めて、この辺りのところ。また、通所の方はこれに入っているんですかね、ということなんです。

あとは職員の体制のところですがすけれども、通常のこういった資料は、書くときに大体職員さんのA B C Dみたいなものが縦列になって、横列に勤務時間の帯みたいなものが流れていて、一目でこの時間帯に何名いるのかが、一般的な資料の作り方かと私は認識しておりますが。

例えば365日ということでは休日のシフトが変わるのかとか、あとは根本的に一番欠けているのは緊急時の体制について、私が見落としているのかもしれませんがすけれども、どこにも書かれていなくて、緊急時どのような体制づくりをされるのか。コロナの件は先ほどちょっとお話がありましたけれども、じゃあ発生した場合にどういうふうに対応してくるのかと。発生しないためのことは御説明がございましたけれども、発生してしまう場合も当然あります。そういうことも踏まえて、緊急時のマニュアルがこの資料の中では理解することがちょっとできなかったもので、たくさん申しあげましたけれども、その辺り、一つ一つ御説明いただきたいと思っております。

以上です。

**【恵】** 承知いたしました。

受入れの対象者につきまして、表記方法について御指導いただきましてありがとうございます。順番をしっかりと統一すべきだと思います。



一応、私たちの思いとしては、親亡き後というところも御説明にあるんですけども、日中サービス支援型の受け入れていくべき利用者様の想定につきまして、親亡き後の受皿になっていく、そういったものがございます。それに対しての受皿をしっかりとつくっていく。また、重度、高齢化といったところで長きにわたって受皿となっていく中で、医療体制が必要になってくると想定しております。その中で、例えば医療ケアが必要になってきて、我々で受けられなくなったから退去していただく、そのようなことがないようにしていきたいという思いがまずございます。

その中で医療体制をしっかりと整えていきたいというところで、まずは看護師の配置をしっかりと行っていきたいと感じていますし、また、ホームのほうで看護師の配置、医療体制、要は看護体制は継続して募集を行いますし、配置の努力を行っていきたくて思っておりますけれども、それでもなかなか難しいことがあるかもしれないというところで、弊社は訪問看護ステーションを整備していこうと思っております。実績としては、他県でMGK 2 4 訪問看護ステーションを立ち上げ、医療部門をしっかりと立ち上げた上で、ホームに関わっていきたくて、そして提携のドクターとともに連携していきたい、そのように感じております。

受入れの年齢に関しましては、18歳から65歳までという共同生活援助の年齢がございます。ただ、65歳以降につきましても介護保険に切り替えた後でも併設して利用できるホームとなりますので、日中サービス支援型については、ついの住みかという考え方でおります。ちなみにですが、ターミナルケアといった研修も実施しておりますし、各施設ではターミナルも完了まで行うといった状況の事例もございます。というところがございます。

表記につきましてですけれども、基本的に地域のニーズに合わせて受入れを行っていきたくて思っております。といいますのも、例えば知的障害のあらわれる方、またそれが身体障害と併せ持つ方、やはり重度化が進んでまいりますと、一つの種別ではなく、知的障害、身体障害、または精神障害、または難病、全て、受給者証を見ると抱えていらっしゃる方も経験としてございます。そういった方も想定していきますと、そういった方が安心して暮らせるホームにしていこうと志を高くは持っているんです。その中で、医療体制をしっかりと整えていきたいという思いでおりますので、この表記としましては、赤字の部分に関しましては、高齢化も視野に入れた障害のある方が住んでいけるホームということで、赤字で表記させていただいているところです。

あと、難病指定の方がしっかりと受け入れられるようにしていきたいと。ただ、全てが全てとは思っておりませんが、受け入れる幅を我々も質を上げ、

高くしていきたい、そのように思っておりますので、そういった思いからこの「身体障害者・知的障害者」というふうにくローズアップして表記させていただいているところでございます。

まずはこの件について御返答させていただきましたが、いかがでしょうか。

**【委員】** ありがとうございます。

まあ、よく分かったような分かっていないような感じですけども。今お話がありましたけれども、次、緊急の対応であったりとか、休日の職員の体制であったりとか、この辺りも続けてお話いただけますでしょうか。

**【恵】** 先ほどのコロナについてですけども、緊急の体制につきましてですが、まずは日中と夜間それぞれに分けて緊急のマニュアルを作成しております。まずは基本的にはスキームとしては、日中常勤時間になりますと管理者等責任者がおりますので、責任者に連絡。そしてまずは救急搬送といったところが手順となっております。その後、親御様、あと医療関係者、そういうところと連携しながら、情報の共有を図っていくといった部分になります。

また、感染対策でコロナ時に関しては、まず常時行っております検温といった部分で定例の時間、基本的には朝夕となっておりますが、その時間で異変があった場合には、往診医にまずは確認。往診医から抗体検査もしくはPCR検査を行ってまいります。また、職員も全て行い、陰性・陽性の結果を待つといった部分になります。その際は、全て日中サービス、生活介護やB型就労に行かれています方、その事業所の方全てに御連絡し、まずは調整、情報共有をしていくといったところになります。

陽性反応が出た場合に関しましては、職員の選別、また利用者さんの陽性・陰性の確認を行いまして、対象期間、隔離といった状況になります。職員に関しましては基本的に保健所の指示に従ってまいりますけれども、配置を限定化し行っていくと。そういった勤務表を本部と一緒に執り行うという状況になっております。その期間が10日なら10日、7日なら7日明けまで執り行い、基本的には行政、保健所、そういったところと連絡を取り合いながら、最終日時を決定・設定し、行っていくという状況になっております。

あと、シフト、勤務表に関しましてですが、こちらに関しまして、実際事業所によって様々ですが、例えば先ほど御質問にあったと思いますが、日中活動を行って、必要な方に関しまして、今まで慣れたところで日中活動を行い、グループホームを利用されるといった場合、当然ながらそちらの日中活動を行いながら、当ホームでの暮らしを確立していくと思っておりますし、日中サービス支援型の場合、その日中活動に行かれない方もやはり対象になってくると思っておりますので、そういった方に関しましては、日中サービス支援型の中でその方

に合った日中活動が行えるよう、私たちが行っているという部分で考えております。ですので、日中活動の生活介護やB型就労に行っていただきながら使っていただけるというふうに御認識いただいてよろしいかと思ます。

あと、シフトに関しましてですけれども、やはり利用者様がどのような区分帯で集まってくるか、入居されるかという部分についてですけれども、やはりユニットに対して平日日中活動に行かれる方が多いということに、ホームによっては全員出ていかれるところもありますし、ホームによっては極端ですが全員ホームにおられる事業所も現実的にございます。その中で人員配置を的確にしていきたいとは考えておまして、3対1、4対1、5対1、そういった人員配置を設定していきたいと思っています。

土日についてはしっかりとレクリエーション、余暇が楽しめるような人員配置を検討しておりますので、基本的に日中残られるところに関しましてはユニットを2名から3名、土日変わらず2名から3名という考え方でおります。

**【会長】** よろしいですか。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

村山です。関連して細かいことですが、幾つか確認したいのですけれども。

今、まさに斎藤委員から質問のあったことに関連して、緊急時の対応について御説明がありましたが、例えばマニュアルであるとか、フローチャートのようなものの策定が既になされているのかどうかを確認したいのが一点です。

もう一つは、今、土日のレクリエーションのことなどもありましたが、人員配置のめどが立っているかということを確認したいのが二点です。

その2点目はなぜこんなことをお尋ねするかというと、資料の表紙を含めて9枚目の資料で医療体制・看護体制・通院体制とありますが、例えば通院体制で「御家族様に御協力いただく場合があります」と書いてあって、もちろんそうだと思うのですけれども、例えば今の時点でどういう場合は御家族の御協力が必要なのか。あるいはその1行上で、看護職員が配置できなかった場合の医療行為は不可ということは、現時点でどれぐらいの見通しで医療行為が提供できそうなのかということが、そちらで今どの程度進んでいるのかということを確認したいということでもあるので。

今、ちょっと複雑ですが3点申し上げたのですけれども、可能な範囲でお答えください。

**【恵】** 緊急マニュアルの作成、スキームの作成はされております。マニュアル化もされております。提出もできる状況にございます。

医療・看護体制につきましてですが、御家族様に御協力いただく場合のケースに関しましてですけれども、実際問題、通院等介助は我々の仕事だと思って

おりまして、業務は通院等介助を行わせていただくのですけれども、利用者様が例えば月1回の通院時に今までの生活の中で親御さんと一緒に行ってきたと、通院をされてきたという中で、月に1回のその通院をすごく楽しみにしているケースが非常に多くあります。その中で親御さんとの接点という部分で、そのまま当ホームに慣れるまで引き続きお願いする場合もございますし、そういったケースのことを指しております。

当然ながら我々が、ホームに慣れてきていただいて、職員にも慣れてきていただいて、親御さんのほうも逆に心配されるケースもございますので、そういった部分はスムーズに移行できるよう、時間をかけて行っていきたいと思っております。

【会長】 村山です。ありがとうございました。

御回答の趣旨は分かりました。今から申し上げることはあくまで参考として聞いていただければ十分ですけれども。ここの資料の書きぶりだと、こういう病院、こういう条件を備えた医院にかかるときには家族の協力が必要、そうでない場合は施設のほうで対応できるというふうに読めるので。今のお話を伺う限りでは、かかりつけ医院かどうかとかそういったことではなく、どちらかというところ、利用者様の御本人の意思だったり、希望だったり、ニーズだったりにむしろ応じた支援なので、例えば募集の時にどういう説明をするのかといったことで、利用を検討される方に誤解のないような書き方をされたほうがいいのかなとは感じました。ただ、これは参考意見なので、お答えいただかなくて結構です。

【恵】 承知いたしました。ありがとうございます。

【会長】 そのほか委員の皆様、いかがでしょうか。内藤委員、お願いいたします。

【委員】 ハローワークの内藤と申します。

すいません、職員体制のことがやっぱり気になるのですが、障害者を世話するのは非常に大変だと思います。どのくらいの職員がいてというめどが立っているのかどうか。今のお話の中だと、対象者を決めた後にそれに合わせて職員を決めていくよみたいな、そんなふう感じたものですから。そうでなくて、やはり職員の体制がこうだから、ぜひ安心して入所してくださいよという考え方のほうがいいと思うので、その辺はどの程度できているのかなと。めどが立っているのかなと。先ほど会長もそのようなことをおっしゃったと思うのですが、職員のめどが立っているのかどうか。ちょっとそこのところをお伺いしたいのですが、お願いできますでしょうか。

【恵】 当然ながら、職員のめどというか、基準どおりの人員配置を行うた

めに、職員の雇用を行ってからの指定申請になります。今現在、人員の募集状況、雇用状況ですが、実際問題、これからとなっております。なので、めどと  
いいですか、これからという状況なので、これからそのめどを見据えて、5月  
から6月といった日程を想定しているところでございます。

【委員】 ぜひ、入所までに十分な職員体制を取っていただいて、あとはそれ  
までに研修ですね。今、虐待だとかという話も聞こえてきます。ですので、  
それまでにきちんと研修を終えた上で、それでぜひ入所者の入所を迎えていた  
だきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】 村山です。ありがとうございました。では小林委員、お願いいた  
します。

【委員】 めるくまーる、小林と申します。

僕、相談支援専門員をやっています、ちょうどつい最近、別の日中支援型  
のグループホームに1人、利用者さんが入られました。その利用者さんがちょ  
っと体形的に太めの方で、お医者さんから毎日30分から1時間ぐらい散歩が  
てら外出はしてほしいということをおっしゃって、その辺、グループホーム  
さんに、日中支援型にお願いしたら、ちょっと体制的に散歩は付き添えない  
よということをおっしゃいました。それで行動援護とか、移動支援とかをちょっと  
考えているのですけれども。

ふわふわグループホームさんは利用者様の外出について、散歩など1人で外  
出することがないように計画を立てますとなっているのですけれども、その辺  
はふわふわさんではやってくださるということですかね。

【恵】 はい。やはり医療的な部分、体調の管理面で健康の増進というところ  
のお散歩支援が医療的に必要な方は結構おられます。そういった部分ですと  
か、余暇といった部分もありますし、あとはシチュエーションの切替えといっ  
た部分で中度自閉の方なんかはやはり必要かと思っておりますので。そちらに  
関しては弊社で随時行っております。それは私どもでやらせていただきますと  
いう認識で大丈夫です。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 村山です。ありがとうございました。堀野委員、お願いいたしま  
す。

【委員】 東久留米市手をつなぐ親の会の堀野と申します。

受入れ対象者の件ですけれども、男女の比率を教えてくださいませんか。

【恵】 男女比に関しましては、まずは1ユニット10名から開所させてい  
ただきたいと思っております。その中で、まずは男性10名から募集をスター

トしていきたいと思っております。

あと、女性につきましてですが、こちらも私たち、ニーズに合わせて行っていきたいと思っております、今まで各県でやらせていただく中で、全く女性の募集がなかったり、女性の募集しかなかったり、比率がかなりバランスよくではなくアンバランスに、募集を見ていると、内容を見ているとある場合がございますので。まずは1ユニット10名男性で募集を行う中で、同時に女性のニーズが多いといった場合に関しましては、次のユニット、もう一つのユニットに関しましては女性のほうで開所したいと。で、フロアはしっかり分けて行いたいと思っております。

【委員】 ありがとうございます。もう一点ですけれど、株式会社恵って、私も名前がめぐみなので、勝手にちょっと親近感があるんですけど。もう少し会社の実績を知りたいのですが。先ほど生活介護もやっているとおっしゃっていたので、全国展開されていらっしゃるのか、この関東近郊に何店舗ぐらいグループホームを持っていらっしゃるのか教えてください。

【恵】 私たち、愛知県名古屋市が本社でございます。名古屋市の緑区になります。そちらでまずは開所、スタートになっております。事業としましては障害福祉のお仕事のみとして、ほかに事業は持っていない状況になっております。基本的には名古屋で約10年かけて相談支援、また児童発達、放課後デイ、生活介護、就労継続B、そういったものを行ってまいりまして、やはり親御さんの声に沿ってつくってきた会社なんですね。それでやはりレスパイトのための短期入所であったり、グループホームをつくってほしいという地元の声がありまして、それを地元で行ってきたというふうになります。

ただ、近隣市町村からこっちにもつくってほしい、こっちにもつくってほしいというところでいろいろお声が上がりまして、また、そういったお声に対応すべく、施設、グループホーム包括型を中心につくってまいりました。その中で日中サービス支援型ができてきたところで、いち早く取り組もうと思ひ、愛知県で活動してきたのが始まりというか、今までの経緯でございます。

その中で、最後、グループホームの中でやっぱり高齢化に伴うだとか、医療の重度化に伴う中で、自分がやっていた利用者さんに多数医療ケアが必要となってきた方もいらっしゃって、じゃあどうやって我々で見ていったらいいんだろうと考えたときに、やはり親御さんたちも一生面倒見てほしいという思いが我々にありましたので、それをかなえるために、この日中サービス支援型を展開し、先ほども言いましたけれども、ついに住みかとして支援していけないかというのが基本的な会社の考え方でございます。

愛知県でやっていたのですけれども、それと同時にお声が関東圏で上がり、

いろいろ御縁がございまして、サブリースという形態で、自社物件ではなくサブリース、要は借り上げる形のお話がいろいろございまして、それで何度か名古屋に足を運んでいただき、その話の中で関東に来て事業を行っていただけないかというようなところで、私ども、こちらに伺うといたことになります。

東京に支社を構えまして、支社機能をしっかりつくった上で、各県の事業所を開所し、運営を行っているといった状況になります。今現在、関東の管轄としましては、3月開所までに71事業所、静岡を含めた1都7県で運営をさせていただいている状況でございます。

【会長】 村山です。堀野委員、よろしいですか。

【委員】 はい。

【会長】 では有馬委員、お願いいたします。

【委員】 NPO法人優の有馬と申します。

うちも相談支援とかやっています、本当にグループホームを探している方がたくさんいるので。特に先月立ち上げた事業所は女性だけというところだったので、男性からスタートしてくださるのは明るい希望で、頑張っていたきたいなと思っています。

ただ、ちょっと私も調べたのですけれど、ここで言うのもあれですけど、虐待の案件があるのも聞いていまして、言葉がない利用者さんが多い中で、本当に大丈夫なのかなという不安が正直拭えないところもあります。その辺のところを御説明いただければと思います。

【恵】 群馬県の渋川市で「グループホームふわふわ渋川」という事業所がございまして。開所してから約1年ちょっとのグループホームになります。そこで起こった事件になります。こちらにつきましては、まず男性職員、夜間職員が男性利用者さん、年齢は50代、少々足にふらつきがあった、あとは自閉症を伴い、こだわりもあったという中で、部分的にリビングの設置物を触っている時の話になります。この時に実際その職員が制止に入った段階で、制止したのか、押したのか、倒したのかということで、実際押したように見えた映像がありました。

そこで、私たちにまずは最初事故で上がってきました。救急搬送して。その中で、内部監査を設置しておりまして、内部監査を急行しまして、そちらで内部監査を行いました。その調査の中でそのカメラ映像が出てきまして、私どもから警察に、また市町村に通報したという経緯になります。

現在のところ、その件に関しましては警察で捜査を行い、捜査が今一旦終了し、検察に行っている状況になります。そこで今、止まっている状況にはなりますが、親御さんとは私もお会いしてございまして、定期的にお会いし、親御

さんの心労のケアですとかを我々と一緒に行っている状況でございます。

これにつきまして群馬県と原因の究明を行い、何が原因だったかといったところで、やはり職員の権利擁護、そういった知識の部分と、あとは1階フロア、2階フロア、日勤、夜勤、そういった部分の情報の共有の薄さが原因なのではないかという結果に至りました。ですので、再発防止としまして、権利擁護ですとか、第三者の外部研修の取り入れ、あとは知識、その方の障害の特性についての研修をより積極的に執り行っていこうと。そういうことで再発防止を行っております。

現在の状況につきましてははまだ捜査といったところは続行中となりますが、私たちも今回の件を十分な教訓としまして、再発防止に努め、より障害福祉に力を注いでまいりたいと感じております。事実を今お伝えしましたので、という現状になります。よろしく申し上げます。

**【有馬委員】** ありがとうございます。うちの事業所も、グループホームはやっていませんけれど、行動援護とかでやはり支援がかなり必要な方の対応をしているところで、一部分だけを切り取ると虐待と思われるようなこともすごく悩んでいるところではあるので。

やっぱり職員に、先ほどハローワークの方もおっしゃられましたけれども、正式にまだはっきり人員が決まっていないというところで、短期間で研修というののちょっと不安が残るので、体制として人数の多さと研修をきちんとやっていただきたいなというのが本当に希望です。

だけど、本当に大切な資源の一つだと思っているので、そのところを利用していく御本人、御家族の気持ちを大切にして、相談支援とかもいろいろ関わり合いながら、地域で一緒にやっていけるような事業所になっていただきたいなと思っています。よろしく申し上げます。

**【会長】** 村山です。そのほかいかがでしょうか。松本委員、お願いいたします。

**【松本委員】** 身体障害者の松本と申します。

身体障害とは関係ないですけど、これに株式会社恵と書いてあるんですが、株式会社である限り、やっぱり、先ほどちょっと御説明いただきましたけれど、創業が何年とか、それから支社が幾つとか、資本金が幾らとかということがあれば、応募してくださった方が安心できるのではないかと思います。恵だけでは、とてもじゃないけれど理解のしようがないんですね。どういう会社なのか分からないから。その辺はしっかり、別の紙でもよろしいですから、こういう会社ですよということを示されたほうがいいのではないかと思います。私の気持ちですから、やるやらないは恵さんのほうで判断していただいて結構です。



以上です。

【会長】 村山です。何かもしお答えになることがあればお願いします。

【恵】 おっしゃるとおりだと思いますので、まずは株式会社恵というところで御説明を、今ちょっとできるところだけで行い、後ほどというか、終わりましたから後日、資料提出をさせていただきたいと思っております。

まず、資本金は今現在1,000万となっております。従業員数は東海と関東を合わせまして約2,000人、パートも含むところになります。事業所に関しましては、愛知県、東海本社という呼び方をしておりますけれども、そちらの管轄で約70施設、こちら関東につきまして関東支社、東京都港区にございまして、そちらの管轄で3月現在で71施設、運営をしている状況でございます。

また後日、会社の設立から背景が分かるものに関しましては提出させていただきます。よろしく願いいたします。

【松本委員】 松本です。ありがとうございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。河野委員、お願いします。

【河野委員】 さいわい福祉センターの河野と申します。

今、事業所の概要を教えてくださいまして、関東にも70近い事業所があるということですがけれども、バックアップ体制とか、何かスケールメリットで協力体制ができていますよというふうな、何かそういう仕組みとか取組とかあるのでしょうか。

【恵】 まずは各県によって違いますけれども、やはり近隣している市町村を中心にバックアップ体制を取っております。また、県によっては、指定の中でバックアップ施設を設置しなければいけない県もございます。その中で、バックアップといった考え方を基に、今71施設ある中で、バックアップを組織的に社内につくっておる状況でございます。

ただ、東京都につきましては、まだ現在、「グループホームふわふわ青梅」という、青梅市で1つ開所させていただき、青梅しかない状況でございます。ですので、東京都内でバックアップをすることが今現在できていない状況です。ですので、近隣の、例えばですが青梅につきましては相模原をバックアップ施設として、バックアップできる人員も基本的に選抜し、緊急時の対応に備えております。また、こちらの東久留米に関しましても、開所と同時に、それまでに社内でバックアップできる施設を当然ながら配備し、体制を構築した上で施設の開所に向けて進んでいきたいと思っております。

【河野委員】 ありがとうございます。もう一点、職員のほうで常勤・非常勤とか、どれぐらいのイメージとかはあるのでしょうか。それはこれからとい

うことですか。

【恵】 はい。今後、思いとしましては、やはり8割ぐらいは常勤に近い形で採用を行っていきたいとは思っております。現実問題、今現在、常勤が半数程度、非常勤で半数程度になるのではないかと予測しておりますが、基本的に常勤率が上がるよう努力していきたいと思っております。

【河野委員】 ありがとうございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。時間の関係であと1件程度、御意見なり御質問をお受けしたいと思っております。よろしいですか。岡野委員、お願いします。

【岡野委員】 社会福祉協議会の岡野です。よろしく申し上げます。

1つと言われるとあれなんですけれど。すいません、さっきの青梅市のほうの割合はどうなっていますか。職員と嘱託は。

【恵】 青梅のほうは常勤が約6割、4割非常勤というバランスに今なっています。

【岡野委員】 はい。八幡町のここは地域住民の説明とか挨拶とかは今どうなっていますか。いきなりグループホーム、障害のある人の施設が建つことに対して、地域住民、何か意見とか、説明会とか、されていますか。

【恵】 株式会社恵の中出といいます。

建物を建てる前に個別で挨拶回りを行っております。その中で、工事中もですけれども、今のところはまだ声を頂いていない状況です。またオープンが決まり次第、私たちで再度回る形を取っております。

以上です。

【岡野委員】 あとすいません、最後だけ。

実際に身体障害者・知的障害者、施設で預り金は存在しますか。本人の通帳・現金は基本的に本人が持っているのか、施設で個人別に預り金を設けるのかというのが一つ。

払戻しの支援とか、そういうところは施設側で支援員が同行したり、そういうところまで考えているのか。先ほど権利擁護、権利擁護という話が出ているので、将来的なそういうことができなかつたときの対応はどういうふうに考えているのかをちょっと知りたいです。

【恵】 基本的に預り金に関しましては金銭管理等契約書、そのような金銭管理規定がございます。それにのっとって利用者様の金銭を預かることにしております。預り金の中で金銭出納者、あとは金銭出納管理者という部分を設定しまして、弊社の事業所にて管理をいたします。基本的に、利用者様にもよりますが、我々のほうで管理することが多いです。その中で、今後親御さんが不

在ですとか、そういった場合に関しましては、金銭の管理をしていただけるNPO法人さんや権利擁護センターといった方々の支援の中、行くことを推奨しておりますし、行く行くは成年後見制度を利用させていただこうというところを御案内させていただいている状況です。

【岡野委員】 ありがとうございます。

【会長】 村山です。ありがとうございます。

まだお尋ねになりたいことはおありだと思いますけれども、時間の関係もありますので、ここで質疑応答等を一度打ち切らせていただきます。ありがとうございました。

株式会社恵様におかれましては、本日の協議会から出た御意見や御要望、助言等を生かして、今後の障害者福祉に御尽力いただきたく思います。また、今後定期的に本会に御報告等を頂くこととなりますので、よろしくお願いいたします。それでは御退室ください。

【恵】 ありがとうございます。

(説明者退室)

【会長】 それでは次第の2番、報告事項の「東久留米市医療的ケア児受入方針について」です。事務局より御説明をお願いいたします。

【障害福祉課長】 皆さん、こんにちは。障害福祉課長の飯田でございます。東久留米市医療的ケア児受入方針について、私から説明させていただきます。

前回の1月26日の地域自立支援協議会におきまして様々御質問、御指摘いただきました事項を踏まえまして、改めて庁内関係部署において検討を行いまして、内容の見直しを行ったところでございます。またその後、東久留米市の医師会長、わかくさ学園の園医、公立保育園園医にも内容を御確認いただきまして、最終的に2月13日に東久留米市の中で庁議に諮り、決定した内容でございます。今回はこの策定された内容を御報告させていただきたいと思っております。

前回からの変更点について御説明をさせていただきます。まず「はじめに」としまして、方針策定の理由、経過、方針の位置づけについてお示しさせていただきました。前回、この方針のスコップ、範囲について御質問を頂きましたことから、対象施設を「公が設置者となる」というところを明記しまして、「公が設置者となる保育所、小中学校、学童保育所、児童発達支援センター」とさせていただきます。

続きまして1の「目的」ですけれども、こちらの表記を「適切な環境を整えるための基本的考え方を示すこと」とさせていただいたところでございます。

続きまして3点目の「受入れの要件」のところですけれども、(2)につきま

しては、誰が判断するのか明記されていなかったところから、「主治医により、健康状態が安定していると判断されていること」といった表記に修正させていただきます。

資料をめくっていただきまして、4の「医療的ケアの実施について」のところです。こちらにつきましても主語が明確でなかったため、主語を「対象施設の設置者」としまして、診療情報提供に当たっての「保護者の同意」も必要という形でさせていただきました。

続きまして5番目の「対象施設における検討」につきましては、対象施設において検討の手法が様々であることから、一概に会議体という形ではなくて、「協議の場」といった表現にさせていただきました。なお、対象施設の担当者等で構成する横断的な会議体というような御説明を前回させていただいたかと思いますが、こちらにつきましては別に項目を立てましたので、後ほど御説明させていただきます。

次に6、「受入時期」から9の「医療的ケア児等コーディネーターとの連携」までにつきましては、必要な文言の整理をさせていただいたところでございます。

次に10の「切れ目ない支援に向けた体制整備」につきましては、今回新たに追加した項目でございます。先ほど触れました各施設の担当者等で構成する横断的な会議体につきましては、切れ目ない支援に向けた情報共有を行うものとするため、各施設における受入れのための協議の場とは別に、独立した項目立てとさせていただいたところでございます。

続いて11、「支援に向けた適切な準備」は、もともとガイドラインの制定としていたんですけれども、こちらはガイドラインに限らず、必要な準備を行う項目という形にさせていただきました。また、本方針は公が設置する施設を対象としておりますが、後段におきましては、利用調整の対象となる民間保育園などにおいても同様の措置を講じるよう、調整を行う旨を追加してございます。

続きまして12の「医療的ケアを必要としない医療的ケア児への対応」につきましては、医療的ケア児であっても、自身で医療的ケアを行うことができ、対象施設においては見守りだけでいい場合、介助等は必要だが医療的ケアは実施しない場合等、様々なケースが想定されます。こうした場合にも必要な配慮について個別に検討する旨を定めるために、追加した項目でございます。

最後に附則としまして、施行期日を令和5年4月1日とさせていただきました。また、前回、国の考え方も詰め切れていない状況、国の動きを踏まえて今後調整していくものと受け止めているといった御指摘を頂きましたことから、国の動きを踏まえて、必要に応じて見直す旨を追加してございます。

以上、簡単になりますけれども、医療的ケア児受入方針の前回からの修正点について御説明させていただきました。

また、併せて今回参考資料として御配付させていただいております「東久留米市立小中学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」、こちらは教育委員会で今月定めたものになりますが、今回の受入方針の下に、2月24日の教育委員会にて承認されて、3月2日、小中学校の校長会がありまして、そちらでこの内容が周知されたと報告を受けております。議会の開催中でありまして、指導室長が出席できないため、本日配付とさせていただきます、報告とさせていただきますと思います。

以上、よろしくお願いたします。

【会長】 村山です。ありがとうございます。

このことに関しまして御意見、御質問等おありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。

村山ですが、一つ基本的なことを確認させてください。このガイドラインと受入方針は、今既に市民の皆様に見られる形で公開されているのですか。

【障害福祉課長】 お答えいたします。

まだこちらは公開はしていない形で、庁内での周知にとどまっております、方針のほうは庁内で周知がされている状況でございます。ガイドラインのほうは詳しく把握しておりませんが、先ほども申し上げたように、各小中学校の校長宛てに周知は図られているところですが、公開状況につきましては今確認ができておりません。

【会長】 村山です。ありがとうございます。

中身を拝見すると、保護者が具体的な申請であったり、そのアクションを取らなければならないことがありますので、どういう形で本当に必要な方に情報が届くかということまで、特に今日お答えいただきたいわけではないですけれども、手続を確認していただければありがたいと思います。

以上です。

【障害福祉課長】 ありがとうございます。

【会長】 そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。有馬委員、お願いいたします。

【有馬委員】 優の有馬です。

公の設置者となる保育所というところで、市営の保育所をどんどん今減らされている中で、将来的にもしかしたらなくなるかもしれない中で、民間の保育園で医療的ケアが必要な方はわかきさを受けてくださると思うのですけれども、就労保障のこととかを考えると、民間保育園に行かれる方も出てくると思いま

す。その時に、やっぱりこれを市の目で役所が責任を持って対応して下さると思っていてよろしいのでしょうかね。

【障害福祉課長】 先ほどちょっと御説明させていただいたのですけれども、11の「支援に向けた適切な準備」の後段の「また」以降、「民間事業者等で運営されている同種の施設についても、必要に応じて同様の措置を講じるよう、調整を行う」といった規定を設けまして、実際には保育園では民間の保育園も含めて、ガイドラインの策定の作業を今進めているところになります。今おっしゃっていただいたような部分、民間保育園も含めた内容に、保育園のほうが対応していく予定となっております。

【会長】 村山です。そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。それではこの件の質疑応答を一度切らせていただきます。

それでは次第の3、「その他」です。その他のところで事務局より御説明をお願いいたします。

【管理係長】 私、管理係長、畠山から、計画について一言申し上げさせていただきます。

本市では障害福祉に関する様々施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的といたしまして、障害者基本法に基づく障害者計画、こちらは令和3年度から令和8年度の6年間を計画期間とするものです。それと障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画、こちらが令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としているものになりますが、こちらの計画を定めておりまして、こちらの第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画が令和5年度で終期を迎えることとなりますので、また来年度1年間で市の計画、令和6年度から令和8年度までの3か年の市の計画を定めることとしております。

こちらを定めるに当たりまして、本協議会で御協議いただきながら、市で策定作業を進めてまいりたいと考えておりまして、まず策定に先立ちまして、市民アンケートをまた実施させていただければと考えております。また、設問につきまして本協議会において諮らせていただければと考えておりますけれども、スケジュール的にもしかしたら本会のほうで諮るとかは難しくなる可能性がございますので、その際には事前に資料をお送りさせていただきまして、内容を御確認いただくような可能性がございます。その際は委員の皆様方にどうぞ御協力いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上となります。

【会長】 村山です。ただいまの御説明について御質問がございましたらお願いいたします。

ありがとうございます。では次に、これは報告事項だったかもしれないですけども、追加の資料をお配りいただいております、それにつきまして堀野委員から御説明をお願いいたします。

【堀野委員】 当日で申し訳ないのですけれども、追加の資料を配らせていただきました。

先日、東京都育成会から配られた資料と同じものになりまして、NEXCO東日本から「有料道路の障害者割引制度の見直しについて」という3枚つづりの資料ですが、こちらは3月27日よりオンラインの申請ができるようになりますということでした。今までは市役所の福祉課に出向いて本人確認等の手続が必要だったのですが、それがオンラインでできることになりました。

あと、すごく移動支援とかにはとてもよくなったなと思ったのが、今まで登録していた1台の車だけしかETCとかを通れなかったところが、今度はその自家用車1台ではなくて、タクシーとかレンタカーとかでも割引が受けられるようになります。

あと詳しいことは読んでいただいて、ぜひ。もしオンラインができない方は今までどおり福祉課に行けば手続はできますので、よろしくをお願いします。

それから同じく東京都育成会で、ユニバーサルデザインのトイレづくりについても、トイレづくりのハンドブックを作る委員会にも役員が参加しております、こちらユニバーサルデザインのトイレ、やっぱりトイレの問題ってすごく人権とか尊厳に関わる問題だと思うのですよね。トイレがやっぱり使えないと、その施設には行かれないことになりますので。

ネットで「ユニバーサルデザインナビ」があるのですけれど、こちらを検索していただくと、例えばこの公園には障害者用のトイレがありますよとか、大人用のベッドがありますよとか、そういうことが書いてありますので、ぜひ活用していただけたらいいかと思います。

それと、資料がないのですけれど、交通ICカード、Suicaですね、こちらのほうも育成会がずっと何年もかけて交渉して、障害者愛の手帳1種、1度・2度の方のみですが、障害者用のICカードが発売されます。こちらが3月18日から使えるようになりますので、JRの窓口で買えますので。今まで都営の無料パスって、紙で出ていたものがSuicaに一体化するような形になります。1度・2度の方のみになりますけれど。

以上です。

【会長】 村山です。ありがとうございました。

ただいま3点、情報提供していただきましたが、何か御質問、御意見等あればお願いいたします。高原委員、お願いします。

【高原委員】 高原ですけれども、今日は遅れて参加しまして申し訳ありません。

有料道路ですけれども、いわゆる高速の有料道路は割引になるということで御説明いただいたのですけれども、高速道路ではない有料道路もありますけれども、そういった道路は何か割引にはなるものでしょうか。ちょっと細かいことで申し訳ありません。

【堀野委員】 例えば登録していればそのままETCで入れるのですが、高速道路以外の有料道路とかでもお金がかかるところがありますよね。そういうところも多分半額になると思います。ETCがついていない車だと、一般レーンに行っていて手帳を見せると半額になります。

【高原委員】 どうもありがとうございました。

【会長】 村山です。ありがとうございました。

斎藤委員、お願いします。

【斎藤委員】 すいません、医療的ケア児のところで、このガイドラインのこっちの話がちょっとなかったもので、一点だけちょっと確認ですけれども。

見開いて「はじめに」のところで、誤植とこれは意見ですけれど。上から3行目の「特別支援学校ではなく」は「だけではなく」になるのかなと思って。だとすると、「通常の学校生活を送れる児童・生徒が増加するとともに」の後に、「特別支援学校だけではなく、インクルーシブ教育の観点から、市立の小・中学校へ」とつなげたほうが、文言としてはきれいかなと。特別支援学校でも増えていることは増えているので、「ではなく」は意味合いがちょっと変わってくるのかなということが一点。

それから下から6段目、「東久留米市市立小・中学校」ですけれど、これ、「市」が2個入っているのも、これ、表紙もそうですけれど、「東久留米市立小・中学校」が正確だと思うので、「市」を1個消していただければと思います。これは誤植と考えていただきたいことです。

一点、前回ちょっと話があったように、4ページ目の「教育委員会の役割」の(6)、「訪問看護ステーション等と連携し」のところで、最初になかなか看護師の配置が難しいので市内の訪問看護ステーションと連携するというお話があつてここに入っていると思うのですけれど、これって市内に幾つかある中で、こういうことはどういうふうにお問い合わせしていくのかみたいな方向性というか、方針みたいなものがもしあれば簡単に説明いただければと思います。お願いします。

【障害福祉課長】 御指摘いただいた部分、「はじめに」の記載につきまして教育委員会にお伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。



この6の訪問看護ステーションにつきましては、訪問看護ステーションでもなかなか受けられるところが限られている状況とお聞きしていますので、その中で調整を進めているとお聞きしております。1つの訪問看護ステーションに今お願いしているところまでお話しは聞いているのですけれども、そこから先の部分は、こちらでは把握ができていない状況です。

今は学校だけという形になっておりますが、その先につきましても内部で今後検討していく部分になるかなと思っております。

【会長】 村山です。ありがとうございます。

本日の議事全体を通して、何かこの場で御発言等ありましたらお願いします。よろしいですか。

事務局からは何かありますか。

【地域支援係長】 事務局から最後に、今年度の自立支援協議会ですが、今回が令和4年度中の協議会の最後となります。来年度の日程につきましては調整次第またお示しさせていただきますのでよろしく申し上げます。先ほど管理係長の畠山からもあったとおり、次年度は計画策定の年度となりますので、今年度より回数が増える可能性もございますので、何とぞよろしく申し上げます。

事務局からは以上になります。

【会長】 事務局からの今の連絡について何か御質問がおありであればお願いします。

では、本日の議事はこれで終了させていただきます。すいません、時間が少し過ぎました。申し訳ありません。円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございます。追って事務局より議事録の確認があると思いますので、御出席いただきました皆様方におかれましては、確認をよろしくお願いたします。

それでは第5回の協議会を閉じます。どうもありがとうございました。

— 了 —